

審議会や検討委員会の傍聴を

【内容】

市の審議会や検討委員会等を一般市民も傍聴できるようにしてほしいと思います。特に、今後 10 年間の田辺市の総合計画を作るための審議会等においては、関心のある方もいらっしゃると思いますので。

【回答】

審議会や検討委員会の傍聴については、それぞれの審議会・検討委員会で判断することを基本としており、市全体としての規定や取り決めはございません。

田辺市総合計画に係る審議会（田辺市総合計画審議会）においては、基本的には、傍聴可能ということで進めておりますが、前記のとおり、傍聴については各審議会での判断となっておりますので、傍聴を希望される場合は、お問い合わせいただきたいと考えております。

今後とも、開かれた行政を目指して参りますので、ご理解とご協力をよろしく願いいたします。

（担当：政策調整課）